



金 沢 市 公 報

第 2 9 5 0 号 の 2

平成30年(2018年)10月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		
● 告 示		○市道の路線の廃止について	(") 3
○地縁による団体の告示された事項の変更について	(市民協働推進課) 1	○市道の路線の変更について	(") 4
○児童福祉法の規定による事業者の指定について	(障害福祉課) 1	○市道の区域の決定について	(") 4
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について	(地域保健課) 2	○道路の供用の開始について	(") 4
○児童福祉法の規定による医療機関の所在地の変更について	(") 2	● 公 告	
○燃やすごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について	(リサイクル推進課) 2	○浄化槽保守点検業者の登録の更新について	(環境指導課) 5
○都市計画の決定について	(都市計画課) 2	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて	(農業委員会事務局) 5
○都市計画の変更について	(") 3	● 教育委員会告示	
○市道の路線の認定について	(道路管理課) 3	○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について	(文化財保護課) 5

告 示

●金沢市告示第289号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年10月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
直江町会	主たる事務所 の所在地	金沢市直江町ホ52番地	金沢市直江町ホ38番地2	平成30年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	井上 恒夫 金沢市直江町ホ52番地	西野 則裕 金沢市直江町ホ38番地2	

●金沢市告示第290号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示します。

平成30年10月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1750102806	金沢ゆとり学園	金沢市泉野出町3丁目14番26-1号	一般社団法人金沢ゆとり学園	金沢市富樫2丁目5番42-1号	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児	平成30年9月1日

●金沢市告示第291号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成30年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
つじ小児科医院	金沢市窪5丁目630番地	平成30年9月1日

●金沢市告示第292号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第19条の19の規定により次のとおり告示します。

平成30年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
クスリのアオキ大河端薬局	金沢市副都心北部大河端土地区画整理地内7街区7番	金沢市大河端西1丁目111番地	平成29年1月21日

●金沢市告示第293号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により燃やすごみ等収集手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成30年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した者の氏名及び住所

氏 名	住 所
相川 八郎	金沢市金石東1丁目15番15号

2 委託した事務

燃やすごみ等収集手数料の徴収事務

3 委託した期間

平成30年8月1日から平成31年3月31日まで

●金沢市告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市入江3丁目の一部	金 沢 市 都 市 整 備 局 都 市 計 画 課	入江3丁目地区

●金沢市告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 公園	金沢市出羽町、石引4丁目及び本多町3丁目の各一部	金 沢 市 都 市 整 備 局 都 市 計 画 課	7・4・1号 本多の森公園

●金沢市告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3222	大 徳 22号 松村6丁目線 23号	松 村 6 丁 目 松 村 6 丁 目	75番 5先から 65番 1先まで
3512	弓 取 12号 割出町線 48号	割 出 町 割 出 町	439番 1先から 439番 6先まで
3515	弓 取 15号 諸江町中丁線 40号	諸 江 町 中 丁 諸 江 町 中 丁	146番 1先から 146番 6先まで
3516	弓 取 16号 諸江町下丁線 52号	諸 江 町 下 丁 諸 江 町 下 丁	264番 1先から 264番 6先まで
3615	戸 坂 15号 出雲町線 29号	出 雲 町 イ 出 雲 町 口	108番 2先から 111番 先まで
3818	押 野 18号 八日市4丁目線 24号	八 日 市 4 丁 目 八 日 市 4 丁 目	210番 6先から 210番 9先まで
4439	小 坂 39号 横枕町線 20号	横 枕 町 イ 横 枕 町 イ	31番 1先から 31番 7先まで

●金沢市告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1107	安 江 町 線 6 号	安 江 町 331番 1 先から 安 江 町 320番 先まで	

●金沢市告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1107	旧	安 江 町 線 5 号	安 江 町 323番 先から	
			安 江 町 388番 2 先まで	
	新		安 江 町 366番 1 先から	
			安 江 町 388番 2 先まで	

●金沢市告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	安江町線 5 号	2.8 ~ 5.0	51
一般市道	大徳22号松村 6 丁目線23号	6.0	76
一般市道	弓取12号割出町線48号	6.0	35
一般市道	弓取15号諸江町中丁線40号	6.0	34
一般市道	弓取16号諸江町下丁線52号	6.0	34
一般市道	戸板15号出雲町線29号	25.0	322
一般市道	押野18号八日市 4 丁目線24号	6.0	68
一般市道	小坂39号横枕町線20号	6.0	43

●金沢市告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成30年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
安 江 町 線 5 号	安 江 町 366番 1 先から 安 江 町 388番 2 先まで	平成30年10月1日
大 徳 22号 松 村 6 丁 目 線 23号	松 村 6 丁 目 75番 5 先から 松 村 6 丁 目 65番 1 先まで	平成30年10月1日

弓 取 12号	割 出 町	439番 1 先から	平成30年10月1日
割 出 町 線 48号	割 出 町	439番 6 先まで	
弓 取 15号	諸 江 町 中 丁	146番 1 先から	平成30年10月1日
諸 江 町 中 丁 線 40号	諸 江 町 中 丁	146番 6 先まで	
弓 取 16号	諸 江 町 下 丁	264番 1 先から	平成30年10月1日
諸 江 町 下 丁 線 52号	諸 江 町 下 丁	264番 6 先まで	
押 野 18号	八 日 市 4 丁 目	210番 6 先から	平成30年10月1日
八 日 市 4 丁 目 線 24号	八 日 市 4 丁 目	210番 9 先まで	
小 坂 39号	横 枕 町 イ	31番 1 先から	平成30年10月1日
横 枕 町 線 20号	横 枕 町 イ	31番 7 先まで	

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成30年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
79	有限会社北商事	大阪市浪速区大国3丁目8番18号	平成30年9月20日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成30年10月1日

金沢市長 山 野 之 義

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第6号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成30年10月1日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表に次のように加える。

建造物	きゆうなか 旧中や	1棟	金沢市鳴和台89番地2 島 康剛	指定平成30年10月1日
古文書	うたすじんじやもんじよ 宇多須神社文書	384点	金沢市東山1丁目30番8号 宗教法人 宇多須神社	指定平成30年10月1日
歴史資料	うたすじんじやかんけいしりよう 宇多須神社関係資料	45点	金沢市東山1丁目30番8号 宗教法人 宇多須神社	指定平成30年10月1日

平成30年(2018年)10月1日 印刷
平成30年(2018年)10月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄